特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	児童扶養手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、児童扶養手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和7年7月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童扶養手当法に関する事務				
②事務の概要	児童扶養手当法の規定に従い、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 児童扶養手当法の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事 実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2. 児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 3. 児童扶養手当法の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその 請求に対する応答に関する事務 4. 児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求 に対する応答に関する事務 5. 児童扶養手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に 関する事務 6. 児童扶養手当法施行規則の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に 関する事務 7. 児童扶養手当法施行規則の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に				
③システムの名称	児童扶養手当管理システム、子育て支援総合システム、共通基盤システム、番号連携サーバー、中間 サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
児童扶養手当受給者台帳ファ	イル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)別表56の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課				
②所属長の役職名	子ども家庭課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去 第 3			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>			
判断の根拠	よる照会を行うことを厳守しており、取扱いの際には細心の注意を払っている。			
9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	堺市情報セキュリティ基本規程及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため。			

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署(所属長)	宮前 安紀子	石戸 博晃	事後	
平成28年4月1日	対象人数(いつ時点の計数 か)	平成27年4月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	
平成28年4月1日	取扱者数(いつ時点の計数 か)	平成27年4月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	
平成29年3月27日	公表日	2016/6/30	2017/4/30	事後	
	②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13,16,26,30,47,64,65,87,116) (別表第二における情報既会の根拠)第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(57)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項の方ち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が合まれる項(13,16,26,30,47,64,65,87,116)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童扶養手当」が含まれる条(10条,19条,35条,36条,37条,44条,59条)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項の方ち、第二欄「特報照会者」が「都道府県知事等」の項の方ち、第二欄「特報照会者」が「都道府県知事等」の支給に関する事務」が含まれる項(57)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条	事後	
令和4年9月30日	公表日	2017/4/30	2022/9/30	事後	
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅳ リスク対策		様式変更に伴い、新たに記載	事後	
令和4年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		7. 児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事前	
令和7年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務	統合利用番号連携サーバー	番号連携サーバー	事後	
令和7年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第29条	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)別表56の項	事後	
令和7年7月1日	I 関連情報 4. 個人番号の利用	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都追府県 知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13.16,26.30.47.64.65.87.116)番号法別表第二の主務省舎で定める事務を定める命令のうち、児童扶養手当」が含まれる条(10条.19条.35条.36条.37条.44条.59条)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「都道府駅無事等」の項のうち、第4個(事務)」が「見堂扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(57)番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表	事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基 ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む 3情報による照会を行うことを厳守しており、取 扱いの際には細心の注意を払っている。	事後	
	Ⅳ リスク対策 10. 最も優先度が高いと考え られる対策		(最も優先度が高いと考えられる対策) 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (判断の根拠) 堺市情報セキュリティ基本規程及び堺市情報セキュリティ対策基準要網に則り、漏えい・滅失・ 毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため。	事後	